

東ティモール出張報告 ～法案起草能力向上支援、土地財産委員会及び司法研修所におけるセミナー～

国際協力部教官

川野 麻衣子

1 はじめに

当部は、2022年9月21日（水）から10月1日（土）まで東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に出張した。

今回の出張では、司法省と起草中の法案等について協議をし、関連する日本の法制度の情報を提供したほか、土地財産委員会及び司法研修所においてそれぞれセミナーを実施した。

本稿では、これらの協議及びセミナーの概要について紹介し、今後の東ティモールに対する法整備支援の方向性について検討する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

2 出張に至る背景

東ティモールに対する法制度整備支援については、2009年以降、先方の要望を踏まえ、個別具体的な法案をテーマとして取り上げて、年に2回程度、当部の教官等を現地に派遣してセミナーを実施するほか、年に1回、約一週間程度、司法省の職員等を日本に招へいして共同法制研究を実施してきた。

近年は、主に土地関連法を題材として当該活動を継続してきたところ、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの活動となり、現地を訪問する必要性を感じていたところである¹。また、2020年には、土地に係る紛争の解決を図るための専門的な機関として土地財産委員会が設立され、同委員会から委員の能力強化についても支援の要請があった。そのため、現地に赴いて司法省と対面で起草中の法案についての協議を行うとともに、土地財産委員会の委員に対するセミナーを実施し、同委員会の現状を把握することとした。

さらに、当部では、2018年度から、司法省の職員に対する法案起草能力の向上支援に係る活動に加え、法曹人材育成の観点から、法律司法研修所と協力し、裁判官や検察官、弁護士等を対象とした現地セミナーも実施していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で同研修所での研修自体が実施されず、当部も活動をすることができていなかった。しかし、同研修所が研修を再開し、当部の出張の機会にセミナーを実施してほしいとの要請もあったことから、裁判官、検察官及び公設弁護人の候補生（以下、「法曹候補生」という。）に対するセミナーを実施することとした。

¹ ICD NEWS 第89号108ページ以下参照。

3 司法省職員の法案起草能力向上支援

(1) 地籍情報法

東ティモールでは、2017年に不動産所有権の決定に関する特別措置法（Regime Especial Para a Definição da Titularidade Dos Bens Imóveis。法律第13/2017号）が施行され、予め決められた区域について、土地一筆ごとの測量を実施して、土地の境界及び所有者の確認をする作業を進めることとされている。

2022年8月31日には、同法に基づく地籍調査の手続について定めた地籍情報法が成立したので、同法の運用上の課題について司法省職員と協議した。今回の協議を通じて、下位法令や運用に係る細かいルール設定にまでは手が回っていないことがわかれ、特に土地の境界や所有者についての証明書の様式、土地の分筆や合筆をした場合の手続等について重点的に協議をし、下位法令の必要性について説明した。

(2) 国籍法

東ティモールでは、国籍法が2002年に、同法に基づく手続を具体化した国籍規則法が2004年にそれぞれ施行されたが、国籍取得の要件が比較的緩やかであるため、問題が指摘されているとのことである。

そこで、当職から日本の国籍の取得要件について説明し、司法省職員と意見交換を行った。参加者からは特に二重国籍の取扱いについて質問が集中し、日本での取扱いを説明しながら、東ティモールにおける今後の制度設計について議論した。

(3) 個人情報保護法

東ティモールでは個人情報保護法は未だ制定されていないが、行政情報のデジタル化を進める必要があり、当該法案の作成が急がれているとのことである。そこで、当職から個人情報保護法に関する国際的な動向と日本の主な規定について説明し、意見交換を行った。

参加者からは個人情報の適正な取扱いを監督する独立機関の必要性や個人情報保護法の対象とすべき者の範囲等についての質問が多くなされた。



【司法省との協議の様子】

4 土地財産委員会の委員を対象としたセミナー

土地財産委員会は、2020年に設立された土地の紛争解決を担当する行政機関である。同委員会委員長から、これまでの当部と司法省との活動を踏まえ、同委員会委員の能力強化のためのセミナーの実施を依頼されて今般開催に至ったものである。

委員は土地の紛争に関して、境界や土地の所有者等についての決定を下す立場にあり、その前段階に当たる土地の紛争に係る調停を行う調停人は別途採用するとのことであるが、現時点では調停人は採用されていない。そのため、調停人が採用されるまでの間は委員が調停も行うとのことであり、調停及び土地の所有者の特定に関する能力向上のためのセミナーを実施してほしい旨の要望があった。

そこで今回は、当部曾我教官から日本の調停の特徴や技法等、土地所有者の認定に係る時効取得の制度や事実認定等についてオンラインによりセミナーを実施した。

同委員会の委員9名が参加し、参加者からは、日本の調停制度における調停人の地位や調停合意後の取扱い等について質問があった。また、一つの土地に対してポルトガル時代の権利者、インドネシア時代の権利者がそれぞれ存在し、さらに別の占有者もいる場合等の紛争の整理の方法、事実認定における証拠の評価方法といった、実際に東ティモールにおいて多数発生している土地に関する紛争を解決するために必要な情報についての質問が多くなされた。



【委員との集合写真】

5 司法研修所における法曹候補生を対象としたセミナー

司法研修所は新型コロナウイルス感染症の影響により活動を停止していたが、2022年から法曹候補生の育成コースを再開しており、現在7期目に当たる45名が在籍しているとのことである。今回は、同所から、これらの法曹候補生に対して、東ティモールが関わることの多い国際的な事案に関するセミナーの開催の要望があった。

そこで、JICAとも協力し、司法研修所に法曹候補生に集まってもらい、当部曾我教官から国際取引及び渉外事件の紛争解決について、名古屋経済大学の富岡仁副学長から海洋法について、それぞれオンラインにより講義をする形式でのセミナーを開催した。

曾我教官が国際裁判管轄や国際私法等についての基本的な概念を説明した後、設定した事例に基づいて参加者の意見を聞く双方向の形で講義を進めたところ、参加者からはたくさんの意見が発表され、積極的に講義に参加する姿勢が見られた。また、司法研修所所長及び副所長からもこのような形式での講義は初めてであり、大変良かったとの感想があった。

海洋法についても富岡副学長から、海洋法の発展の経緯や国連海洋法条約の概要等について説明があり、領海やEEZをめぐる紛争を日本がどのように解決したかについての質問など紛争解決に関する質問が多くなされ、参加者の関心の高さがうかがわれた。

なお、今回のセミナーには、現地紙のティモールポストが取材に来ており、同紙にセミナーの概要だけでなく、JICA及び当部のこれまでの支援の内容等も掲載された。



【司法研修所におけるセミナーの様子】

6 今後の方向性について

今回は2019年以来となる現地出張であったこと、また訪問した司法省及び土地財産委員会、司法研修所の職員や委員の中には、当部の本邦研修や現地セミナーに参加したことのある者が多くいたことから、どこを訪問しても歓迎していただいて多くの質問や相談があり、当部の支援への信頼と期待が大変高いことを感じることができた。

一方で、支援先が増え、それぞれの要望事項も増えていることから、中長期的な戦略を立てて効果的な支援をしていく必要性を感じた。

具体的に、司法省に対しては、これまでと同様に個別具体的な法案をテーマとし、司法省職員の法案起草能力強化を目的とした活動を続けるが、どの法案を題材とするかに関しては、東ティモールの立法計画も踏まえながら、支援計画を立てて実施していく必要があると考える。

また、土地財産委員会については、土地紛争の判断や調停に関するどのような能力が必要であるかをもう少し詳しく特定し、今後の活動に関する計画を立てる必要があると考える。

司法研修所については、中長期的には、司法研修所の教官を養成することが重要であると考えられるが、現時点では未だ東ティモール人の教官を採用することができておらず、外国人の裁判官等が教官を担っている状況にあることが分かり、教官の養成は時期尚早であると感じた。

他方で、司法研修所が実施する裁判官及び検察官向けの研修や法曹候補生向けの研修に関して、今回のような出張の際に単発ではあるが先方が必要とする情報を提供することは法曹の能力強化という点で意味があるものと考えられ、今後も続けていくべきであると考えられる。

また、司法研修所からは当部に対し、新たに公証人及び登記官候補生向けの研修の一角を担当しないかとの打診もあった。上記3に記載したとおり、不動産登記の運用に

については下位法令の策定について課題が見受けられるので、制度を運用する者の養成に関わることも重要であると考えられ、今後、オンラインも活用しながら試行することとしたい。

7 おわりに

今回の出張では、上記の3機関以外にも控訴裁判所や地方裁判所、国連開発計画（UNDP）東ティモール事務所等にも訪問して意見交換を行った。

裁判所においては、裁判官の人数が不足している一方で事件数が増えていることから、一人一人の裁判官の業務量が増えている状況にあるようである。また、少年事件の判断が難しいとの話もあり、裁判官の能力強化が必要であるとの意見があった。

UNDP東ティモール事務所では、これまで実施してきた司法分野におけるプロジェクトが終了し、司法分野に対する支援は続けているものの、女性に対する暴力への対応など、よりグローバルに対応が必要とされている課題に焦点が移っているように感じた。

このように東ティモールの司法分野については、状況が絶えず変化していることから、現地の機関との対話を続け、状況を常に把握し、限られたリソースをうまく配分しながら今後も支援を続けていきたい。



【ディリ地方裁判所前での集合写真】